

日向市景観形成活動支援補助金交付要綱をここに公表する。

平成 31 年 2 月 27 日

日向市長 十 屋 幸 平

日向市告示第 26 号

日向市景観形成活動支援補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、市民の持続的な景観まちづくりを支援するため、日向市景観形成活動支援補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、美しい宮崎づくり推進事業(景観形成活動支援)補助金交付要綱(平成 30 年宮崎県県土整備部都市計画課定め)、美しい宮崎づくり推進事業(景観形成活動支援)補助金実施要領(平成 30 年宮崎県県土整備部都市計画課定め)及び補助金等の交付に関する規則(昭和 46 年日向市規則第 8 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者は、日向市内で景観形成活動を行う団体(以下「活動団体」という。)であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 市税に未納がないこと(納税義務のない活動団体を除く。)

(2) 宮崎県美しい宮崎づくり推進条例(平成 29 年宮崎県条例第 23 号)第 23 条の規定による登録を受けた美しい宮崎づくり活動団体であること。

2 前項の規定にかかわらず、前項各号の要件を満たす者又はその役員が、日向市暴力団排除条例(平成 23 年日向市条例第 23 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び同条第 3 号に規定する暴力団関係者に該当するときは、補助金の交付の対象としない。

(補助対象経費)

第 3 条 補助金の交付対象となる経費は、次に掲げる景観形成活動に要するものとし、詳細は別表のとおりとする。

(1) 良好な景観の保全又は創出に関する活動

(2) 良好な景観を地域資源として活用するための活動

(3) 美しい景観づくりに関する普及啓発活動及び人材育成

(補助金の額及び回数)

第 4 条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の 10 分の 10 以内(千円未満は切り捨て)とする。ただし、補助対象経費の上限は 30 万円とする。

2 同一活動団体に対する同一会計年度内の補助は 1 回限りとする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

(補助金の申請)

第 5 条 補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、規則第 3 条に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 事業計画書(様式第 1 号)

(2) 収支予算書(様式第 2 号)

(3) 活動団体の構成員名簿及び役員名簿

(4) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第6条 補助事業者は、事業が完了したときは、規則第13条に規定する補助事業実績報告書に次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第1号）
- (2) 収支決算書（様式第2号）
- (3) その他市長が必要と認める書類
（補助金の返還）

第7条 補助事業者は、補助金の概算払を受けた場合において、補助金の確定額が概算払額より少ないときは、その差額を返還しなければならない。

（書類の保管等）

第8条 補助事業者は、補助金の収支を明らかにした書類及び証拠書類を整備し、補助事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（委任）

第9条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行し、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

区分	項目	内容
補助対象経費 (事業に直接関わる経費)	報償費	外部からの講師への謝礼、専門的技能等を有する協力者への謝金等
	旅費	外部からの講師等の交通費、宿泊費
	消耗品費	事務用品、用紙の経費等
	印刷製本費	文書、帳簿、報告書、チラシ等の作成及び写真の現像、焼付等の経費
	燃料費	機材、車両等の燃料費
	食料費	お茶等
	通信費	連絡等に要する電話料、郵便料等
	保険料	傷害・損害保険料
	使用料及び賃借料	会場使用料、車両、機械等の借上料
	原材料費	事業に直接使用する主要材料、副資材等の購入費
	備品購入費	当該事業の実施に必要な備品の購入費（修繕に要する経費を含む。）
	その他	その他事業の実施に要する経費で市町村長が特に必要と認める経費
補助対象外経費	報償費	活動団体等の構成員への報酬、謝礼又は賃金
	旅費	活動団体等の構成員が外部からの講師又は専門的技能を有する協力者を訪問するために要する旅費、活動団体等の構成員の活動に付随する日常的な交通費
	消耗品費	商品券（金券）、参加者各自に帰属する記念品、記念写真等 個人の所有に帰属する衣服（スタッフジャンパー等）
	食料費	飲食費（食事、弁当、茶菓子等）、その他事業執行に必要性が認められない食料費（活動団体等の構成員の食事代、打ち上げ経費等）
	交際費	差し入れ・香典・祝い金・講師等以外への礼状・花代等
	使用料及び賃借料	家賃（敷金、礼金等を含む。）、土地の取得、造成、保証に関する経費
	委託料	委託料は、原則対象としない
	その他	活動団体等が持つ施設の運営費、他団体への助成金・補助金・寄付金・義援金、趣旨の不明確な事務的経費、領収書等により支払いが明確でない経費、事業対象年度以外の支出に係る経費、その他補助事業と直接関係しない経費、市町村長が社会通念上適切でないと認めた経費等

様式第1号（第5条、第6条関係）

年度日向市景観形成活動支援補助金計画（実績）書

事業名			
事業の目的			
事業内容	場所		
	期間	年 月 日から	
		年 月 日まで	
	参加予定人数		人
事業の特徴			
事業の効果			

年度日向市景観形成活動支援補助金収支予算（決算）書

1 収入の部

（単位：円）

項 目	予 算 額	決 算 額	積 算 内 訳
補 助 金			
そ の 他			
合 計			

2 支出の部

（単位：円）

項 目	予 算 額	決 算 額	積 算 内 訳
			別紙内訳書
合 計			

(別紙内訳書)

(単位：円)

項 目	内 容	予 算 額	積 算 内 訳
合 計			